

寄稿

## 可視化されない「被害後」とその支援を考える

ノンフィクションライター ● 藤井 誠二

昨年(2015年)末に『「少年A」被害者遺族の慟哭』(小学館新書)を出版した。かねてから、たとえば「犯罪白書」のような統計や数字にあらわれてこない「被害後」のことを社会に伝えなくてはならないと常々思っていたからだ。刑法犯全体含め、少年犯罪は減少傾向にあることはまちがいない。しかし、「被害後」のことはケースによって異なり、とても集計できるようなものではない。

少年事件の場合、ごく一部の死刑や無期懲役になるようなケースをのぞいて、少年は一定期間が経つと社会に戻ってくる。むろんその期間はまちまちだが、少年法で成人よりも一等減じられるケースがほとんどだ。

彼らは、家裁の審判や刑事法廷で、謝罪の言葉を口に、あるいは彼らの保護者も同じように、監督者としての責任を受け止め、ともに贖罪をしていくと約束をする。その謝罪の言葉や、贖罪の意思は裁判官や裁判員、被害者や被害者遺族、傍聴席の記者などの傍聴者は耳にしてきた。私は多くのケースを取材してきたが、僅かでもいいからその言葉を信じたいという気持ちを持ってきた。それは、少年院や刑務所を出てきたあとから始まる贖罪行為は、何よりも被害者や被害者遺族のために途切れることなくおこなわれなければならないからだ。約束を守ってほしい。そういう願いに近かった。

「贖罪」の大前提は、たとえば民事裁判で確定した損害賠償金を長年にわたって支払っていくことだろう。しかし、それすらおこなわれていないケースが大半なのだということを、私はさまざまな被害者遺族の集まりで聞いてきた。私は傍聴席で抱く願いを裏切られるような話は、たとえば加害者が賠償金を一円も払うことなく行方をくらましている事例、数回だけ振り込みをして、被害者と同じ地域に住みながらあとは知らぬ存ぜぬという事例、再び罪を犯して服役している事例、など枚挙にいとまがなかった。

『「少年A」被害者遺族の慟哭』ではそういった事例をいくつも記録をした。そうした現実には少年法の理念でいうところの「少年の更生」云々を主張する人々もまったくといっていいほどフォローをしていないし、そういった目にあっている被害者が相談する公的機関もない。

つまるところ、被害者や被害者遺族は、賠償金を自分で取り立てるしかないのだ。「被害後」十数年経つなかで、加害者の自宅を割り出し、何度も何度も手紙を書いても返事はない。住んでいるはずの親の家に出向いても、いつの間にかいなくなっている。住処を割り出して支払いを迫りにいった遺族もじつは少なくない。支払いを迫りに行く、という表現は必ずしも正確ではない。事件のことを忘れていないか、被害者や被害者遺族のことを忘れていないかを、魂を奮い立たせて、自身の目で確かめに赴くのである。わが子を殺した加害者の眼前に立つときの遺族の心中はいかばかりだろうか。

加害者本人ではなく、加害者の保護者たちも多くが似たりよったりで、裁判が終わるやいなや、子どもだけに責任を押しつけて知らぬ存ぜぬのような態度を取っていた。裁判で見せた、わが子が人の人生を奪ったことに対する慙愧の涙は演技か嘘だったのか、としか私には思えなかった。法で定められた刑罰や更生教育が終わったあと、加害者は被害者や被害者遺族に永続的に向き合っていかなければならない。そう私は思っている。なんらかの「区切り」は被害者がつけるものであって、加害者がつけるものではない。そうした「被害後」が、被害者と加害者という当事者だけに「丸投げ」されてしまっている現実にはあまりにも酷すぎる。

ふじい せいじ ● 1965年愛知県生まれ。ノンフィクションライター。犯罪被害者に関する主な著書は、「少年に奪われた人生」「殺された側の論理」「アフター・ザ・クライム」「少年A 犯罪被害者遺族の慟哭」等。現在、月刊誌「潮」で「漫画喫茶従業員はなぜ死んだのか --- 裁かれなかった罪と罰」を連載している。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク